

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

ひきこもり状態の長期化、高年齢化が進む中、いわゆる8050問題や親が亡くなった後の本人支援などの課題が大きな社会問題となっている。内閣府の調査によると、全国では15歳から64歳までの年齢層において、50人に1人と推計される約146万人の方がひきこもり状態にあるとされており、その支援に向けた取組が喫緊の課題となっている。

本市においては、平成24年5月にひきこもり地域支援センターを開設し、実態調査やセンターの増設、ひきこもりの当事者が利用できる居場所の設置など、ひきこもり支援体制の強化を図るとともに、子ども・若者、高齢、介護、障害、生活困窮など関連する福祉制度や施策を組み合わせた支援を実施している。

しかしながら、ひきこもり状態に至った背景や現在置かれている状況は様々であることから、ひきこもり支援に当たっては、当事者一人一人の状況に寄り添った支援が必要であり、現状ではそれぞれの既存の福祉制度のはざままで適切な支援を受けられない事例も少なくなく、適切な支援を行っていくためには、ひきこもり支援に特化した法律を制定する必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、ひきこもり支援基本法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月4日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		